

# 多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針

平成30年7月31日

多度津町教育委員会

## 1 はじめに

多度津町の各幼稚園・小学校には、それぞれ歴史と伝統があり、特色ある教育活動を実践し、成果をあげている。また、各幼稚園・小学校においては、保護者や地域住民の理解や協力のもと教育活動が展開されており、学校と地域が密接な関係にある。

しかし、少子・高齢化の波の中で、町内の園児・児童数の減少は確実に進み、45年後には、町内の園児・児童数は現在の半分程度まで減少するという予想されている（国立社会保障・人口問題研究所のデータ等を参考にした将来予測）。

さらに園児・児童の偏在化は大きく広がり、地域差が顕著となっている。

併せて、築40年から50年を越す園舎・校舎等は、耐震化は完了したものの施設の不具合が随所に見られ、今後は子どもたちの安心・安全を確保するために同時期に修繕、大規模改修・改築することを余儀なくされている。

こうした現状を踏まえて、多度津町教育委員会は、平成28年8月に教育課題検討委員会に対して、教育課題解決のための諮問を行うことにした。諮問を受けて教育課題検討委員会は10回にわたる審議の結果をまとめ、平成30年3月に教育委員会に答申した。

この答申を受け、教育委員会は、その内容について吟味・検討し、幼稚園・小学校の再編整備の基本方針を策定することとした。

## 2 町内幼稚園・小学校の現状

地域コミュニティの衰退、三世代同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯当たりの子どもの数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっているとの指摘があり、幼稚園・小学校が小規模であることに伴う課題がかつてより一層深刻化していると言われている。

こうした中で、町内の幼稚園では複式学級の出現であったり、小学校ではクラス替えのできない1学年1学級の学校の出現であったり等、小規模化に伴って教育活動に大きな制約が生まれてきている。また、クラス編制だけでなく、教職員

組織、PTA活動の運営にも困難が生じている。

施設・設備についても、老朽化が進み、随所に危険箇所が散見され、毎年応急的修繕、設備の更新を迫られており、優先順位をつけて限られた対処にとどまっているという現状にある。さらには、子どもの数が偏っているということから、学校の施設・設備の過不足が生じている。

こうしたことの解決を図るためには、全町的な立場に立ち、教育的な視点、財政的な視点も考慮して4つの幼稚園、4つの小学校をどのように再編していくかという計画を立てることが今求められている。

### 3 町内幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針

教育課題検討委員会の答申を受けて、多度津町教育委員会は、町内幼稚園・小学校の適正規模・適正配置について、次のような基本方針を策定する。

基本方針のキーコンセプトは、「将来にわたって たどつの子どもたちがともに育つ教育環境を確保するために」である。

幼稚園と小学校では、子どもの数の減少、施設・設備の老朽化という共通する課題はあるものの、対応の緊急度が異なるため、幼稚園の再編を先行実施し、その後、小学校の再編に着手する。

答申と同様に幼稚園と小学校の適正規模・適正配置及び再編の時期について、それぞれ次のように進めることとした。

#### (1) 幼稚園

##### ○「あるべき姿」

- ・「適正規模」を確保して、同年齢の集団の中で自立心を養い、切磋琢磨しながら成長できる環境を整える。また、教職員の適正な教育体制と教育環境を整備し、教育活動の活性化と質の充実を図る。
- ・園児の安全を確保して、遊び込み、学び合える空間を確保できる施設・設備の充実を図る。

- ・通園・預かり保育にかかる園児・保護者を支援でき、保護者・地域の人々とともに教育活動や相談活動に参加できる時と場を確保する。
- ・保健室、相談室等の確保と養護教諭・保健師・カウンセラー等の専門職を配置する。

○「適正規模」

- ・学級標準規模 1 学級園児数 6 名以上。  
学級定員 園児数は、年少 25 名、年中 30 名、年長 35 名以下とする。
- ・園の標準規模 1 学年に複数の学級が編制できる。  
異学年間の複式学級の出現は避ける。

○「適正配置」

- ・現行の 4 園から幼稚園 1 園に再編する。

○「再編の時期」

- ・検討委員会答申においては、園児数の将来予測等から 2020 年度開園を目標とすることが望ましいとされている。しかしながら、再編整備にあたっては、新設または既設園拡張といった整備方法によって必要な期間が異なることにより、2020 年度開園は難しい状況にあることから、速やかに再編に向けた準備に着手し、早期に開園できるように最大限努力する。

## (2) 小 学 校

○「あるべき姿」

- ・「適正規模」を確保して、同年齢の集団の中で自立心を養い、切磋琢磨しながら成長できる環境を整える。また、教職員の適正な教育体制と教育環境を整備し、教育活動の活性化と質の充実を図る。

- ・児童の安全を確保するとともに、地域と結びついた体験的学習の機会の充実、ICT環境・図書室等の整備によって、児童が自ら学び・ともに学び合える教育環境の充実を図る。
- ・通学・学童保育に係る支援ができ、保護者・地域の人々とともに教育活動に参加できる時と場を確保する。

#### ○「適正規模」

- ・学級の標準規模 35人～40人の規模とする（国の基準）。  
複式学級の出現は避ける。
- ・学校の規模 1学年 : 2学級～3学級の規模。  
学校全体 : 12学級～18学級とする（国の基準）。

#### ○「適正配置」

- ・現行の4校では先の適正規模を満たすことが困難なことから、小学校の再編は必要であり、今後、検討委員会答申や幼稚園の再編状況を考慮し、再編後の学校数等の適正配置について、慎重な協議検討を行い決定する。

#### ○「再編の時期」

- ・まずは、幼稚園の再編を先行実施すべきであり、その後、小学校の再編に着手し、検討委員会の答申における2020年代前半開校を目標とすることが望ましいとされていることを踏まえ、最大限努力する。

## 4 留意すべき事項

#### ○ 通園・通学について

幼稚園では原則保護者引率、小学校では徒歩通学としている。園と学校数を縮小することで通園・通学距離が長くなることが予想される。そのため、「徒歩」のもつ教育的意義を勘案しながら、園舎・校舎の建設地との関係で、スクールバス等の活用についても検討する。

○ コミュニティとのつながりについて

幼稚園・小学校教育において、地域住民とのかかわりは、教育内容を豊かにする上で必要である。地域によっては、遠隔となり、交流がしにくくなることが考えられるが、駐車場の整備、地域連携協議会等の組織化を進める等、継続的・計画的な交流ができるよう園・校の主体的な役割が不可欠である。

また、既存の園・学校利用については、地域防災拠点、学童保育・預かり保育の場として施設が活用できるよう所管課や地域住民とのヒアリング等を実施し、相互理解を図りながら検討を加える。

○ 検討の進め方について

検討を進めるにあたっては、教育課題検討委員会の答申を尊重しながらも、今後も地域住民や保護者へ進捗状況についての情報公開をしたり、説明会を開催したりして、広く理解を求めながら検討を進めていきたい。また、庁内各課との密接な連携を図りながら実効性のある取組を進める。